

特別養護老人ホーム幸楽園 利用料金

【令和4年10月1日改訂】

① 介護保険一部負担額について（オムツ代・光熱費・洗濯代等含みます）（単位：円・日額）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係わる 自己負担額	573	641	712	780	847

・食費及び居住費について

介護保険負担限度額の減額を受けている方は認定証をご確認ください。（単位：円・日額）

対象者世帯の状況		区分	②居住費	③食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0	300
市町村 民税非課税 世帯全員が	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	370	390
	課税年金所得額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階①	370	650
	課税年金所得額と合計所得金額 の合計が120万円以下の方	利用者負担 第3段階②	370	1,360
	課税年金所得額と合計所得金額 の合計が120万円超の方	基準費用額	855	1,445
上記以外の方				

・その他の費用について（事業所の体制が整った際に、ご負担いただきます）

- ④ 日常生活継続支援加算：36円/日
- ⑤ 夜勤職員配置加算：13円/日
- ⑥ 看護体制加算：(I・II) 4円+8円/日
- ⑦ 口腔衛生管理加算：110円/月
- ⑧ 金銭管理委託費：20円/日（金銭管理を委託契約を結びます）
- ⑨ 栄養マネジメント強化加算：11円/日（栄養ケア計画同意後から算定）
- ⑩ 福祉施設初期加算：30円/日（施設入所されてから30日間のみ算定）
- ⑪ 安全対策体制加算：20円/回（施設入所時に1回のみ加算されます）
- ⑫ 科学的介護推進体制加算：50円/月 厚生労働省と情報を共有しケアに取り組む事で算定
- ⑬ (a)介護職員処遇改善加算 (I) 8.3%+(b)介護職員等特定処遇改善加算 (I) 2.7%

※厚生労働大臣の定める基準により、介護職員等の処遇改善等を実施している場合に算定します。

⑭ 介護職員等ベースアップ等支援加算：1.6%

「コロナ克服・新時代開拓の為の経済対策」の一環として乗じた分が上乗せとなります。

・療養食加算（糖尿病食・腎臓病食等）：1食につき6円

・経口維持加算：(I) 400/月 (II) 100/月

誤嚥の可能性のある方へ、医師の指示のもと経口維持計画を作成します。

*保険該当分（1割の場合・日数は、31日で計算しています。）

① 712円 + ④36円 + ⑤13円 + ⑥12円 + ⑨11円 × 日数 + (⑩900円 + ⑪20円)

= ⑮ 25,224円 ※その他対象となる加算は、左記に追加されます。

⑯ (⑦110円 + ⑫50円 + ⑮ × (⑬ (a+b=11%) + ⑭1.6%) 上乗せ = ⑰ 28,582円

*保険該当外分 ② 370円 + ③ 650円 + ⑧ 20円 × 日数 = ⑱ 32,240円

* 利用料合計 ⑰ + ⑱ = 60,822円